

災害時における医薬品等の供給マニュアル

平成25年3月

香川県薬務感染症対策課

(令和元年5月改正)

目次

I 総則	1
1 目的	1
2 関係者等	1
II 医薬品等の確保・供給	1
1 医薬品等の確保に関する基本的な考え方	1
2 県が確保する災害時用医薬品等	1
3 市町による災害時用医薬品等の確保	2
4 医薬品等の調達及び供給	
(1) 基本方針	2
(2) 応急救護所等における医薬品等の供給手順	3
5 輸血用血液の確保	
(1) 血液の確保体制	5
(2) 血液の搬送	5
6 医療ガス・医療機器・一般用医薬品等の確保	
(1) 医療ガスの確保体制	5
(2) 医療機器等の確保体制	5
(3) 一般用医薬品等の確保体制	5
III 医薬品等集積所の運営・管理	5
1 医薬品等集積所の設置	5
2 医薬品等集積所の運営体制	6
3 医薬品等集積所における業務	6
4 搬送手段の確保	6
5 医薬品等集積所に必要とされる設備等	6
IV 薬剤師班の確保	7
1 薬剤師班の派遣	7
2 薬剤師班の業務	7
3 薬剤師班の要請手順	7
V 関係者の具体的行動内容	7
1 香川県災害対策本部健康福祉部薬務感染症対策班 (薬務感染症対策課)	7
2 香川県保健福祉事務所及び香川県小豆総合事務所 (保健福祉事務所)	8
3 市町災害対策本部 (市町)	10
4 協定締結団体 (香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部香川 医療ガス部門香川県支部、香川県医薬品小売商業組合、香川県医療機器販売業協会)	

及び団体加盟事業者	10
5 一般社団法人香川県薬剤師会（県薬剤師会）	11
6 震災時用医薬品等備蓄機関	12

VI 費用弁済等 12

1 費用負担	12
2 災害救助法による支弁等	12

□ 様式一覧

様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書	13
様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書	14
様式3 医薬品等供給要請・応諾書	15
様式4 緊急用医療ガス等供給要請書	16
様式5 緊急用医療ガス等供給報告書	17
様式6 災害時における医療機器等供給要請書	18
様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書	19
参考様式1 医薬品等入荷一覧	20
参考様式2 医薬品等入出庫管理票	21
参考様式3 医薬品等要請・発注・輸送・出荷票	22
参考様式4 薬剤師班名簿	23

□ 別紙一覧

別紙1 香川県震災時用医薬品等備蓄管理要綱	24
別紙2 震災時用医薬品等リスト	25
別紙3 震災時用医薬品等備蓄機関一覧	26
別紙4 災害時用流通備蓄医薬品等リスト	27
別紙5 香川県医薬品卸業協会との協定書	28
別紙6 香川県医薬品小売商業組合との協定書	29
別紙7 香川県薬剤師会との協定書	30
別紙8 日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部との協定書	32
別紙9 香川県医療機器販売業協会との協定書	34

□ 資料一覧

資料1 医薬品等集積所に必要とされる設備等一覧	36
資料2 災害用処方箋（例）	37
資料3 災害用薬袋（例）	38

災害時における医薬品等の供給マニュアル

I 総則

1 目的

本マニュアルは、香川県医療救護計画の第5に基づき、災害時における医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液等（以下「医薬品等」という。）を確保しその円滑な供給に資するために関係者の役割と具体的な行動内容を示すものである。

2 関係者等

本マニュアルの対象者等は、次のとおりとする。

- (1) 香川県災害対策本部健康福祉部薬務感染症対策班（以下「薬務感染症対策課」という。）
- (2) 香川県保健福祉事務所及び香川県小豆総合事務所（以下「保健福祉事務所」という。）
- (3) 市町災害対策本部（以下「市町」という。）
- (4) 香川県医薬品卸業協会（以下「医薬品卸業協会」という。）及び医薬品卸業者
- (5) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部香川医療ガス部門香川県支部（以下「医療ガス協会」という。）及び医療ガス販売業者
- (6) 香川県医薬品小売商業組合（以下「小売商業組合」という。）
- (7) 香川県医療機器販売業協会（以下「医療機器販売業協会」という。）及び医療機器販売業者
- (8) 香川県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）
- (9) 一般社団法人香川県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）及び地区薬剤師会
- (10) 震災時用医薬品等備蓄機関（県の震災時用医薬品等を備蓄している医療機関等をいう。）

II 医薬品等の確保・供給

1 医薬品等の確保に関する基本的な考え方

大規模災害時においては、通信網や交通網の破綻が想定されることから、被災地外からの医薬品等の供給支援が本格化するまでの間は、医療救護活動に必要な医薬品等を被災地域で確保する必要がある。そのため、関係者等は、平常時において災害時用医薬品等を備蓄するよう努める。また、県民に対し、避難の際に必要な医薬品等を持ち出すことができるように準備しておくよう啓発に努める。

2 県が確保する災害時用医薬品等

(1) 震災時用医薬品等

香川県震災時用医薬品等備蓄管理要綱（別紙1）に基づき、災害時における被災者の緊急救護用として必要な医薬品等を搬送用容器に収納し、県下の医療機関等に分散備蓄している。（県有品。約100人分×3日分を1単位とし計50単位を備蓄。）

ア 震災時用医薬品等の種類

別紙2のとおり

イ 震災時用医薬品等備蓄機関

別紙3のとおり

(2) 流通備蓄医薬品等

医薬品卸業協会に加盟の医薬品卸業者4社の流通在庫を活用して、震災時用医薬品等の品目をベースに医薬品の品目を拡大して確保している。医薬品等の確保数量は、震災時用医薬品等と合わせ、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による負傷者数19,000人の1日分を目安としている。（別紙4）

参考：香川県地震・津波被害想定

南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による人的被害（負傷者数）： 19,000人

中央構造線の地震・津波による人的被害（負傷者数）： 12,000人

(3) 関係団体との協定

- ① 医薬品卸業協会との協定（別紙5）
「災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書」（平成9年2月27日）
- ② 小売商業組合との協定（別紙6）
「災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書」（平成9年2月27日）
- ③ 県薬剤師会との協定（別紙7）
「災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書」（平成19年3月23日）
- ④ 医療ガス協会との協定（別紙8）
「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」（平成24年3月27日）
- ⑤ 医療機器販売業協会との協定（別紙9）
「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」（平成30年11月9日）

3 市町による医薬品等の確保

市町は、災害時用医薬品等を備蓄するほか、災害時に救護病院、応急救護所等が必要とする医薬品等について、あらかじめ医療機関と協議し医療機関の在庫から一定量を確保する、又は、地区薬剤師会との協定に基づき確保する等の方法により、少なくとも1日分の災害時用医薬品等を確保する。

4 医薬品等の調達及び供給

(1) 基本方針

	基本方針
病院、診療所及び薬局等	災害時においても、医薬品卸業者等の基本的な機能・ネットワークが維持されている限り、平常時と同様に、各医療機関等において、医薬品卸業者等から医薬品等を調達する。それができない場合は県に調達又は斡旋を要請する。
市町	市町は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。
県	市町から医薬品等の供給要請があったときは、県が備蓄する震災時用医薬品等を、それでも不足する場合は流通備蓄医薬品等を応急救護所等へ供給する。さらに必要な場合は、医薬品卸業協会等の協定締結団体へ供給を要請する。また、国や他の都道府県等に協力を要請する。

災害時の医薬品等の調達・供給についての連絡体制は、次のフロー図による。

また、医薬品等の供給要請・応諾は、それぞれの様式をファクシミリ等を使用し回送することにより行う。

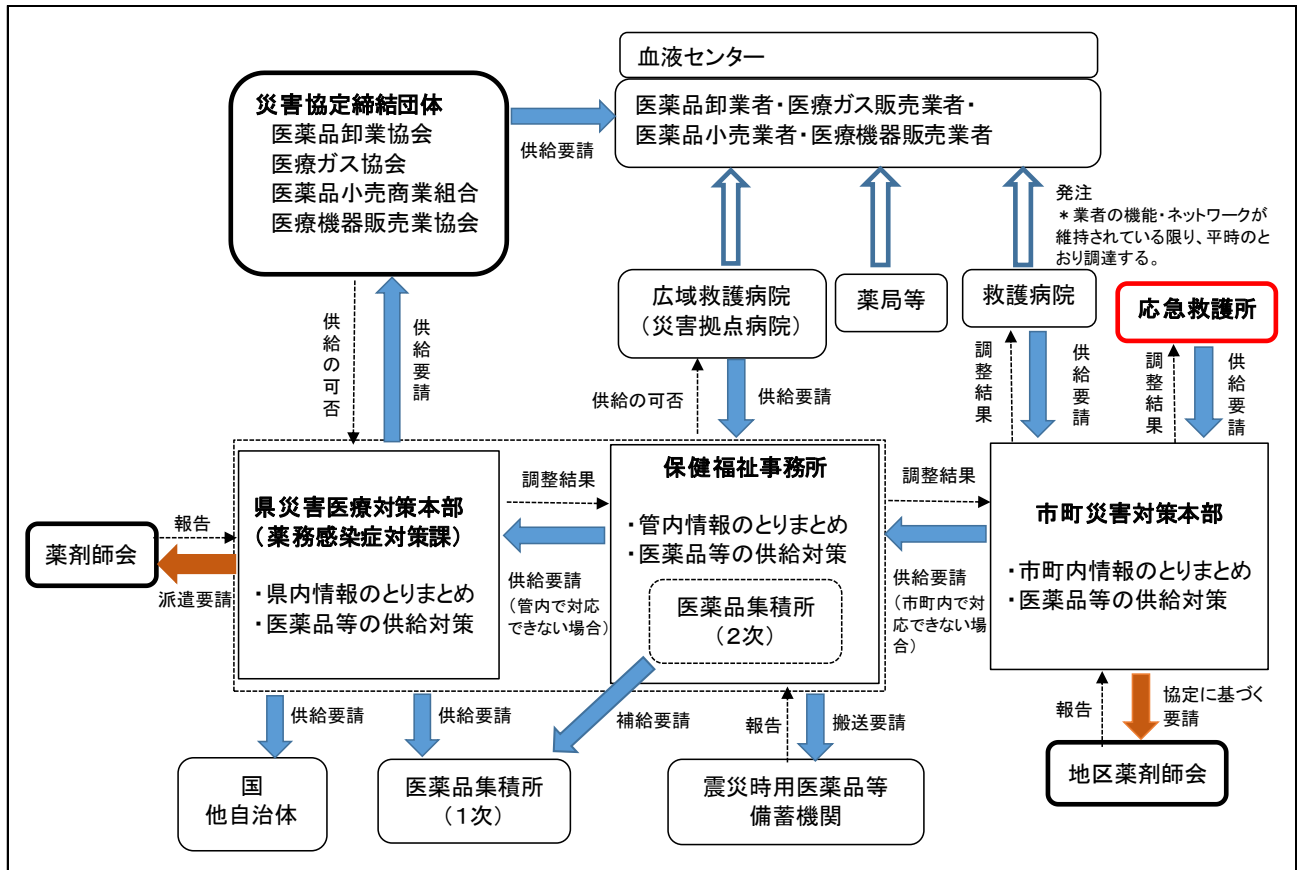


図1 災害時の医薬品等の調達・供給に係る連絡体制

(2) 応急救護所等における医薬品等の供給手順

■市町

- ① 市町は、それぞれの市町が設置する応急救護所等において、医療救護のための医薬品等が必要となった場合は、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- ② ①により不足する場合は、(様式1)により保健福祉事務所に震災時用医薬品等(セット単位)の供給を要請する。
- ③ ②によっても不足する場合は、(様式3)により、保健福祉事務所に支援を要請する。

■保健福祉事務所

- ① 保健福祉事務所は、市町から震災時用医薬品等の供給要請を受けたときは、管内の被災状況等を判断し、管内に備蓄している震災時用医薬品等を要請元市町の指定する応急救護所等に供給する。
- ② 要請元市町に対し、(様式1)により供給の可否を連絡するとともに、供給する場合は、(様式2)により、震災時用医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時用医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 供給等の措置内容を(様式1)に記入し、業務感染症対策課に報告する。
- ④ 管内に備蓄している震災時用医薬品等の供給が困難な場合は、(様式1)の回送により、管外に備蓄の震災時用医薬品等の供給を業務感染症対策課に要請する。

- ⑤ 薬務感染症対策課から、供給の可否の連絡を受けた場合は、その内容を要請元市町に連絡する。
- ⑥ さらに、市町から（様式3）により、医薬品等の供給要請を受けたときは、薬務感染症対策課に供給を要請する。

■薬務感染症対策課

- ① 薬務感染症対策課は、協定締結団体及び血液センターの被災状況を確認する。
- ② 保健福祉事務所から（様式1）により、震災時用医薬品等の供給の要請を受けたときは、要請のあった保健福祉事務所に対し（様式1）の返送により、供給の可否を連絡する。同時に（様式2）により、震災時用医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時用医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 保健福祉事務所から（様式3）による医薬品等の要請があった場合は、医薬品卸業協会に対し流通備蓄医薬品等を、その他、要請品目に応じ協定締結団体へ供給を要請する。

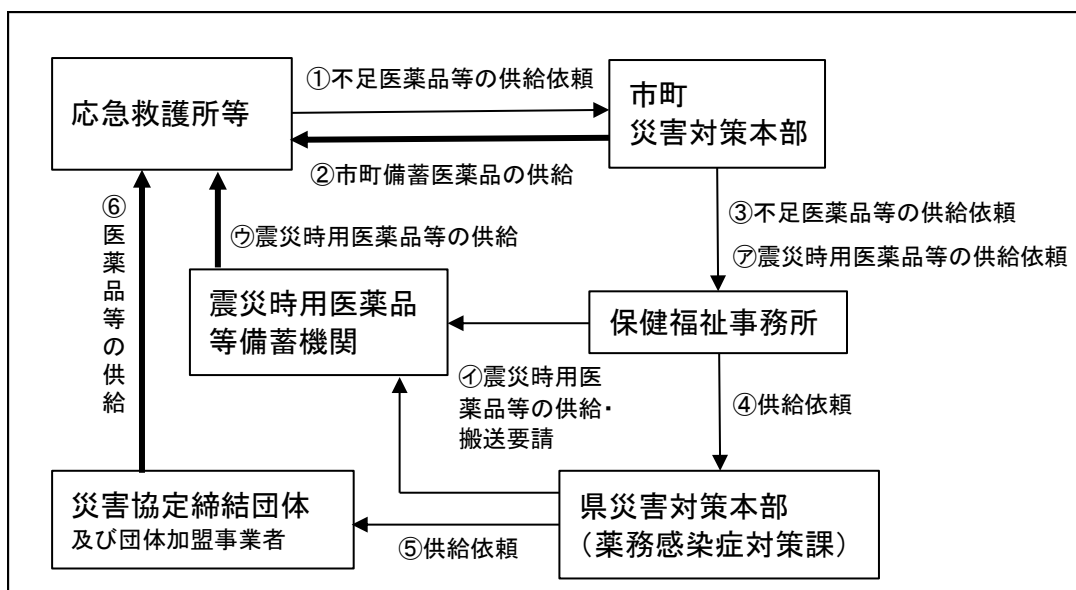


図2 応急救護所等への医薬品等の供給例

- ④ 協定締結団体からの調達でも不足すると予想される場合は、厚生労働省や他の都道府県等に医薬品等の調達を要請する。

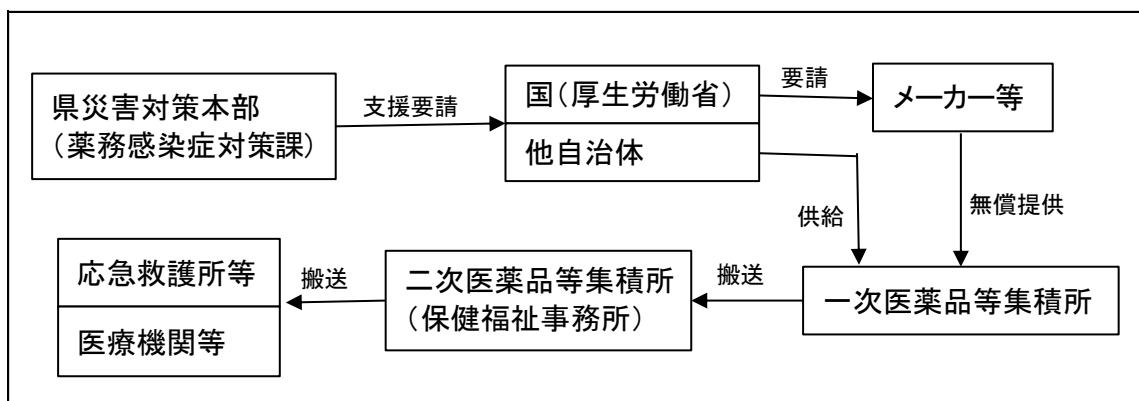


図3 医薬品等供給例（国・他自治体へ支援要請した場合）

5 輸血用血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は、災害発生後速やかに血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。
また、必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。

(2) 血液の搬送

医療機関への血液の搬送は、原則として血液センターの車両等による。ただし、血液センターによる搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を薬務感染症対策課と調整する。

6 医療ガス・医療機器・一般用医薬品等の確保

(1) 医療ガスの確保体制

- ① 薬務感染症対策課は医療ガス等の調達が必要な場合は、協定に基づき、医療ガス協会に対し、その会員販売業者の所有する医療ガス等の供給について（様式4）により供給を要請する。
- ② 医療ガス協会は①の要請を受けたときは、会員販売業者の所有する医療ガス等を速やかに薬務感染症対策課の指定する場所に供給し、その措置状況を（様式5）により報告する。
- ③ 県内における確保が困難な場合は、四国地域本部又は協会本部の協力を得て、近隣府県に応援を要請する。

(2) 医療機器等の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は医療機器等の調達が必要な場合は、協定に基づき、医療機器販売業協会に対し、その会員販売業者の所有する医療機器等の供給を（様式6）により要請する。
- ② 医療機器販売業協会は①の要請を受けたときは、会員販売業者の所有する医療機器等を速やかに薬務感染症対策課の指定する場所に供給し、その措置状況を（様式7）により報告する。

(3) 一般用医薬品等の確保体制

- ① 薬務感染症対策課は、一般用医薬品等の調達が必要な場合は、小売商業組合及び同組合に加盟する組合員に対し、その保有する医薬品等の供給を要請する。
- ② 小売商業組合は、薬務感染症対策課から要請のあった一般用医薬品等について、小売商業組合及びその組合会員の保有する範囲内において供給する。

Ⅲ 医薬品等集積所の運営・管理

1 医薬品等集積所の設置

薬務感染症対策課は、県災害対策本部、医務国保班（災害医療コーディネーター）、県薬剤師会、保健福祉事務所等と協議を行い、必要に応じ、医薬品等集積所（一次・二次）を設置する。

一次医薬品等集積所は、香川県地域防災計画において定める一次（広域）物資拠点とする。
二次医薬品等集積所は、必要に応じ保健福祉事務所等に設置する。

薬務感染症対策課は、医薬品等集積所の設置を決定した場合は、速やかに関係機関に周知する。

2 医薬品等集積所の運営体制

(1) 一次医薬品等集積所

薬務感染症対策課が県薬剤師会の協力を得て運営する。

- 薬務感染症対策課職員 1
- 県薬剤師会 1以上
- 各団体からのボランティア

(2) 二次医薬品等集積所

保健福祉事務所等が地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て運営する。

- 保健福祉事務所職員(薬剤師) 1
- 保健福祉事務所職員(その他) 1
- 地区薬剤師会（又は県薬剤師会） 1以上
- 各団体からのボランティア

3 医薬品等集積所における業務

(1) 一次医薬品等集積所

- 支援医薬品等の受払管理【受払管理簿の作成】（参考様式1、2）
- 支援医薬品等の保管管理（医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・衛生材料等の大別、医薬品の品名、効薬別分類、使用期限、保存に必要な医薬品（冷所、暗所、防湿等）、取扱いに必要な医薬品（麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等））
- 二次医薬品等集積所からの要請に応じた医薬品等の供給（参考様式3）
- 薬務感染症対策課へ受払状況、不足医薬品等の報告

(2) 二次医薬品等集積所

- 医薬品等の仕分け、保管・管理【受払管理簿の作成】（参考様式1、2）
- 応急救護所等への医薬品等の供給（参考様式3）
- 医療救護班への医薬品等の供給、残薬の回収等
- 被災者への一般用医薬品等の供給

4 搬送手段の確保

- (1) 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、薬務感染症対策課が確保する車両で、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- (2) 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。

5 医薬品等集積所に必要とされる設備等

資料1を参考に平常時より医薬品等集積所の整備を図る。

IV 薬剤師班の確保

1 薬剤師班の派遣

薬務感染症対策課は、医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、県薬剤師会に対し、薬剤師班の編成及び派遣を要請する。

2 薬剤師班の業務

薬剤師班は薬務感染症対策課が指定した場所において、次の医療活動を行う。（参考様式4：薬剤師班名簿）

- ① 応急救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報提供（参照：資料2（災害用処方箋（例））、資料3（災害用薬袋（例）））
- ② 医薬品等集積所及び応急救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

3 薬剤師班の要請の手順

■ 市町

応急救護所等において医療救護活動を行う薬剤師班の派遣を地区薬剤師会との協定に基づき要請する。市町での薬剤師班の確保が困難な場合や不足する場合は、保健福祉事務所に広域的な調整を要請する。

■ 保健福祉事務所

市町から、薬剤師班派遣の要請を受けたとき又は管内に二次医薬品等集積所が設置されたときは、薬務感染症対策課に薬剤師班の派遣を要請する。

■ 薬務感染症対策課

保健福祉事務所から薬剤師班の派遣要請を受けたとき又は医薬品等集積所を設置したときは、県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。

V 関係者の具体的行動内容

1 薬務感染症対策課

医薬品等の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師班の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

時期	具体的な内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none">○関係機関及び関係団体と協議し、広域的な医薬品等の確保・供給体制を整備する。また、情報伝達手段を確保し、情報収集・連絡体制を整備する。○本マニュアルに基づく医薬品等の供給訓練等を実施するほか、関係団体との連携・協力体制の強化を図る。○県薬剤師会と協議し、広域的な薬剤師の派遣体制を整備する。○市町の救護病院、応急救護所、指定避難所等の指定状況を把握する。○医薬品集積所の運営に必要な設備等の整備を図る。○震災時用医薬品等を備蓄・管理するとともに、流通備蓄医薬品等が適切に確保されていることを定期的に確認する。○協定締結団体等に対し、緊急通行車両事前届出を推奨する。

発災後の対応	<p>【情報収集・提供】</p> <p>○保健福祉事務所、協定締結団体、血液センター等の被災状況を把握する。</p> <p>○県下の被災状況を把握し、必要な場合は国に報告する。</p> <p>○県内の医療救護施設、避難所等の設置状況及び医療救護活動状況を把握する。</p> <p>○協定締結団体からその団体加盟事業者等が保有する医薬品等の在庫状況や需給状況及び需給見込み等について把握する。</p> <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <p>○市町の医薬品・医療資器材等が不足する場合に、要請に基づき震災時用医薬品等の供給について、震災時用医薬品等備蓄機関との調整を行う。</p> <p>○震災時用医薬品等の供給では不足する場合は、医薬品卸業協会へ流通備蓄医薬品等を、その他、要請品目に応じ協定締結団体へ供給を要請する。県内で確保できない場合は、近県又は国に対し要請する。</p> <p>【輸血用血液の確保】</p> <p>○血液製剤の確保について、血液センターと連絡調整を図る。不足する場合は、血液センターに他のブロックからの広域的支援を依頼する。</p> <p>【搬送手段等の確保】</p> <p>○供給元において医薬品等の搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を災害対策本部等と調整する。</p> <p>○医薬品卸売業者及び血液センター等が被災により、機能を失った場合、早期に機能を復旧できるよう復旧機関への優先支援要請を行う。</p> <p>【医薬品等集積所の設置・運営】</p> <p>○支援医薬品等の受け入れ、搬送の拠点となる一次医薬品等集積所を設置し、県薬剤師会の協力を得て運営する。また、保健福祉事務所等と協議し、二次医薬品等集積所の設置・運営を保健福祉事務所等に要請する。</p> <p>○一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への搬送手段を確保する。</p> <p>【薬剤師班の確保】</p> <p>○保健福祉事務所から、広域的な薬剤師班の派遣について要請があった場合又は医薬品等集積所を設置した場合は、県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。県内での確保が困難な場合は、他県・国への支援要請を行う。</p> <p>○県薬剤師会と連携し、県外からの薬剤師班の受入調整を行う。</p>
--------	---

2 保健福祉事務所

災害地域における関係者間の連絡調整や情報収集・提供の基点となり、薬務感染症対策課との連絡調整を行い、医薬品等の確保と円滑な供給に努める。また、地区薬剤師会との連携により、薬剤師の派遣について調整を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<p>○薬務感染症対策課、関係機関及び関係団体と連携し管内における医薬品等の確保・供給体制を整備する。また、情報伝達手段を確保し、情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>○市町における医薬品等の備蓄・確保状況を把握し、地域災害医療対策会議等において、市町の実情にあった医薬品の確保体制について、助言・協力を</p>

	<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町の救護病院、応急救護所、指定避難所等の指定状況を把握する。 ○二次医薬品等集積所の設定を行い、運営に必要な設備等の整備を図る。 ○地区薬剤師会と協議し、薬剤師の派遣体制を整備する。 ○医療救護施設へ医薬品等を供給するための車両の確保及び緊急車両事前届を行う。
<p>発災後の対応</p>	<p>【情報収集・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管内の医療機関、薬局等の被災状況を把握し、薬務感染症対策課に報告する。 ○管内の応急救護所、避難所等の設置状況の情報を収集し、薬務感染症対策課に報告する。 ○医療機関や関係団体からの情報により、医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集し、薬務感染症対策課に報告する。必要に応じ、医療機関等へ情報提供を行なう。 ○薬務感染症対策課からの医薬品等の確保・供給に関する情報を管内市町に提供する。 <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所等における医薬品・医療資器材等が不足する場合に、市町からの要請に基づき、管内に備蓄している震災時用医薬品等の供給について、震災時医薬品等備蓄機関に搬送を要請する。不足する場合は、薬務感染症対策課に管外に備蓄の震災時用医薬品等又はその他必要な医薬品等の供給を要請する。 ○地域災害医療対策会議等において、医薬品等の供給を調整する。 ○医薬品等の搬送が困難な場合は、薬務感染症対策課に連絡する。 <p>【医薬品等集積所の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬務感染症対策課からの指示により、二次医薬品等集積所を設置し、県薬剤師会の協力を得て運営する。 ○二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送を行う。 <p>【薬剤師の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動において、薬剤師が不足する場合は、地域災害医療対策会議において調整を行い、地区薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。 ○市町から、薬剤師班の派遣要請を受けたとき又は管内に二次医薬品等集積所が設置されたときは、薬務感染症対策課に薬剤師班の派遣を要請する。 ○地区薬剤師会（又は県薬剤師会）と連携し、支援薬剤師の受入・派遣の調整を行う。

3 市町（市町災害対策本部）

救護病院、応急救護所等における医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要な医薬品等の確保と供給を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○市町における医薬品等の確保・供給体制を整備する。 ○災害時用医薬品等の備蓄のほか、地区薬剤師会等関係機関と連携し、応急救護所等で使用する医薬品等の確保に努める。 ○救護病院、応急救護所等との情報伝達手段を確保する。 ○応急救護所等における医薬品等の保管・管理設備を整備する。
発災後の対応	<p>【情報収集・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町内の被災状況を把握し、保健福祉事務所に報告する。 ○応急救護所、避難所等を設置した場合は、保健福祉事務所に報告する。 ○応急救護所等における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集し、保健福祉事務所に報告する。 <p>【医薬品等の確保・供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所等において使用する医薬品等については、市町の災害時用備蓄医薬品等又は地区薬剤師会との協定に基づき確保した医薬品等を使用する。不足する場合は、保健福祉事務所に対し、震災時用医薬品等を供給するよう要請する。さらに不足する場合は、保健福祉事務所に必要な医薬品等の供給を要請する。 <p>【薬剤師の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所等において、薬剤師が必要な時は、地区薬剤師会との協定に基づき薬剤師班の派遣を要請する。それが困難な場合は、保健福祉事務所に広域的な調整を要請する。

4 協定締結団体（医薬品卸業協会・医療ガス協会・医薬品小売商業組合・医療機器販売業協会）及び団体加盟事業者

医療機関を中心とした医薬品等のニーズに応え、可能な限り安定的かつ迅速な供給に努める。また、県と連携して医療救護に必要な医薬品を応急救護所等へ迅速に供給する。

役割	具体的な実施内容
平常時の対応	<p>【協定締結団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政及び団体加盟事業者（以下「事業者」という。）並びに医療機関等との情報伝達体制を整備する。 ○行政及び医療機関等との協力体制を整備する。 ○上部団体等との協力体制を整備する。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時活動マニュアルを作成し災害時における医療機関等への医薬品等の供給体制を整備する。また、それに基づく訓練等を行う。 ○関係機関との情報伝達体制を整備する。

	<p>○応急救護所等への医薬品等の供給について、県及び市町と搬送方法等について整備する。</p> <p>○大規模災害に備えた在庫量の確保に努める。</p> <p>○設備の耐震化を図るとともに停電等に備えた対策を講じる。</p> <p>○緊急車両の事前登録に努める。</p>
発災後の対応	<p>【協定締結団体】</p> <p>○薬務感染症対策課からの要請により、薬務感染症対策課に連絡員を派遣し、行政、医療機関等及び事業者との情報伝達の調整を行う。</p> <p>○発災後、速やかに事業者の被災状況を把握し、薬務感染症対策課に報告する。被災した事業者がある場合は、県及び他の事業者の協力のもと、早期復旧に努める。</p> <p>○事業者における医薬品等の在庫状況その他参考事項について、随時、薬務感染症対策課に報告する。</p> <p>○薬務感染症対策課から医薬品等の供給要請を受けた場合は、事業者へ供給及び搬送を依頼する。</p> <p>○県内での医薬品等の確保が困難であると判断した場合は、薬務感染症対策課と協議し、上部団体や近県の関係団体へ協力を要請する。</p> <p>【事業者】</p> <p>○発災後、速やかに被災状況を所属団体に報告する。また、定期的に稼働状況及び医薬品等の在庫状況等を報告する。</p> <p>○医療機関等の被災状況等を入手した場合はその状況等を所属団体に報告する。</p> <p>○所属団体から要請があった場合はそれに従い、医薬品等の供給に努める。</p> <p>○被災の状況から判断して、通常の通信手段や搬送の方法では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、事業者の連携のもとに、可能な限り医療機関を巡回するなど、必要な医薬品等の需要を把握し供給に努める。</p>

5 県薬剤師会

県との協定に基づき、市町が設置する応急救護所や避難所等において、調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供並びに医薬品等集積所等における医薬品等の仕分け及び管理などの医療救護活動を行う。

役割	具体的な内容
平常時の対応	<p>○災害時活動マニュアルを作成し、会員薬局等へ周知する。</p> <p>○行政及び地区薬剤師会、会員薬局等との情報伝達体制を整備し、通信手段を確保する。</p> <p>○災害時に救護の拠点となる医療機関の処方せんを応需する薬局の整備を図る。</p> <p>○災害に備え、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）を整備する。また、薬務感染症対策課と協議し、支援薬剤師の受入れ体制を整備する。</p> <p>○お薬手帳の普及啓発を図る。</p>
発災後の対応	<p>○薬務感染症対策課に対し会員薬局等の被災状況を報告する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○薬務感染症対策課からの要請により薬剤師班を派遣する。 ○薬務感染症対策課と協議し、薬剤師班の被災地への派遣調整、支援薬剤師の受入れを行う。
--	---

6 県震災時用医薬品等備蓄機関

「香川県震災時用医薬品等備蓄管理要領」に基づき、震災時用医薬品等を保管・管理し、発災時には、震災時用医薬品等を搬送する。

役 割	具体的な実施内容
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○震災時用医薬品等の保管・管理を行う。 ○薬務感染症対策課との連絡手段を確保する。 ○災害時に震災時用医薬品等を搬送する車両の確保を行う。
発災後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○薬務感染症対策課又は保健福祉事務所からの要請に基づき、震災時用医薬品等を指定された応急救護所等へ搬送する。 ○情報伝達体制が寸断された場合は、備蓄機関の判断により、震災時用医薬品等を供給することができる。

VI 費用弁済等

1 費用負担

(1) 医薬品等

協定に基づき薬務感染症対策課が要請し引き取った医薬品等は、県が支弁する。

(2) 薬剤師等の人材派遣

医療救護活動を実施した場合に要する費用は、協定に基づき支弁する。

2 災害救助法による支弁等

(1) 災害救助関係経費は、災害救助法の定めるところにより、県が支弁する。市町が繰替え支弁した場合は、県に請求する。

(2) 災害救助法の費用請求に当たっては、医療救護活動内容の記録の保存が重要となる。平常時に可能な限り記録様式を定め、使用の際は、ファクシミリ等を使用し相互に保存する。

(3) 薬剤師会との協力協定に基づき、県・市町が要請し、薬剤師班の医療救護活動に要した費用については、県薬剤師会が取りまとめ県に請求を行う。